

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第四十三号

##### 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（平成二十六年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表大竹市の項中「六七人」を「六八人」に改め、同表東広島市の項中「三二五人」を「三二六人」に改め、同表廿日市市の項中「二二三三人」を「二二五人」に改め、同表府中町の項中「二〇四人」を「二〇九人」に改める。

##### 附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。